

ノーモア・ミナマタを語り継ぎ、住みよいまちづくりを！

NPO みなまた



No.55 (2017年5月)



グループホームふれあいの家

ふれあいの家「たて道祭り」にボランティアとして参加してくださった高校生のみなさんです。

今年は水俣高校、芦北高校のみなさんがボランティアでお手伝いをしてくださり、賑やかな祭りになりました。



発行：NPOみなまた 発行責任者：中山 裕二 ☎867-0045 水俣市桜井町2-2-20

☎0966-62-9822 fax0966-62-1154 Eメール：npo@minamata.org <http://minamata.org/>

題字：江口 睦美

(カット：岡元 あき)

原発事故被害と賠償裁判

原発事故被害者訴訟原告団全国連絡会 事務局長

元の生活を返せ・いわき市民訴訟 副団長

佐藤 三 男

確認したいこと…6年を経過した今も被害者が存在する

2011年3月11日（金）福島県沖を震源とするM9の巨大地震が発生し、大津波が襲来した。福島には、東京電力福島第1原発（双葉町と大熊町に立地）と第2原発（富岡町と楡葉町に立地）があり、この第1原発の1～4号機が爆発し、大量の放射能をまき散らした。ちなみに、第2原発も危機一髪のところで爆発を免れていることも記憶してほしい。放射能汚染の被害は、北は岩手県から南は静岡県までに至った。

福島県は、地理や文化、歴史的背景から浜通り、中通り、会津地方と3つに区分されているが、その浜通りの真ん中が人が住めない地域になっていて今も続いている。

現在、福島県内は、放射能汚染の関係で、大きく強制避難区域と区域外の2つの区域に分けられている。強制避難区域は、さらに3つに区分されている。①帰還困難区域（年間被曝線量が50ミリシーベルト以上、5年以上帰還できない区域）、②居住制限区域（年間被曝線量が50ミリ～20ミリ以内の区域、5年以内の帰還をめざす）、③避難指示解除準備区域（年間被曝線量が20ミリシーベルト以下、2年以内の帰還をめざす）である。今年3月に約8万人の避難



者に対して、帰還強要策がとられた。つまり、帰還困難区域以外の区域解除、賠償打ち切り、住宅無償提供打ち切りがセットでなされ、福島は復興したのだ、帰らない人は一部の人だ、そういう人がいるから風評被害がでるのだという差別、分断策がとられているし、この攻撃は4月以降ますます強くなっている。

事故当時、強制避難区域の被災者は、なにが起きているのかも、原発の状況も知らされないまま避難を強要された。住まいを奪われ、仕事、学校、友だち、ふるさとを奪われた。

私は、区域外で第1原発から50キロのいわき市常磐に住んでいる。いわき市が、安全だったわけではない。何回も高濃度のプルームに襲われた。その時、雨や雪が降らなかったために、いわき市は比較的線量が低い地域になっているが、当時の恐怖感は今もって忘れられない。目に見えない、臭いもしない、体で感じられない、しかし一定量浴びれば死に至るか発ガンすると

いう放射能の危険性に対する恐れは、今も体の（心の）中にある。昨年11月22日、福島県沖でM6、震度5弱の地震が発生し、津波警報も出された。海岸沿いの市民は、すぐに避難し、ガソリンスタンドには車の列ができた。いわき市民はあの悪夢から解放されていない。原発事故は終わっていない。

国と東電の責任が認められた群馬判決

3月17日、集団賠償訴訟では全国初の判決が、前橋地裁でくださった。

判決では、国と東電の法的責任が認められた。損害賠償についても、原告個々に審査を行い賠償額を決定し、区域外の原告についても賠償が認められた。しかし、賠償額があまりにも少ない。そのため、請求を棄却された原告が137名中72名に上った。子どもについては、ほとんどが棄却されたようだ。賠償責任が認められていながら、棄却されたのは、ADRに基づいて賠償金が支払われていた原告について、裁判所が認定した金額が少ないためということだ。賠償金の問題はあるが、私たち全国連にも大きな励ましを与えてくれた判決だった。

3月29日に、私たち原発訴訟全国連と原発被害者団体連絡会、原発被害訴訟弁護団全国連絡会は、政府と東電に対し、この判決を真摯に受け止め、賠償を行うことと、被害者救済の法的な整備と制度を確立することという要請を行った。

さて、国と東電は、控訴した。原告、弁護団も控訴をした。東京高裁で争われることになる。

全国的な裁判の動向

今年は、判決・結審が続く重大な年になる。千葉訴訟が9月22日、生業訴訟が10月10日に判決。京都訴訟が9月29日、避難者訴訟が10月11日、東京訴訟が10月結審の予定でいずれも3月までには判決があると聞く。

一連の判決で、国と東電の責任が認められたら、国が行っている原発推進政策とエネルギー政策に大きな打撃を与えられられる。だから、最初の群馬訴訟判決で勝訴を勝ち取った意義は大きい。

私たち、原発訴訟原告団全国連絡会は、21原告団＋1オブザーバー、約12,000人の原告で組織されている。北は仙台から南は福岡で裁判闘争を行っている。原告と名乗れないでいる原告も圧倒的に多い。それは、「お金をもらって楽をして生活している」「ほとんどの人が福島で生活しているではないか」「わがままだ」などという攻撃があるからだ。事実、子どものいじめ問題が表に出た。私たちも12月22日に声明を出し、記者会見を行ったが、いじめとして現れたものは氷山の一角であり、どこの法廷でも原告やその子どもが差別、分断、いじめにあっていると陳述している。

私たちは、お金が欲しくてたたかっているのではない。もとの福島を返せ、ふるさとを返せ、元の生活を返せということが最終目的だ。そして、このような悲惨な人災は、私たちで終わりにしてほしいと願っている。

水俣病の被害や病像はなぜ「未解明」なのか

北岡 秀郎

昨年から「水俣病公式確認60年」ということで、水俣病問題がマスコミや関係者の間で大きく取り上げられた。何とかして、本質的な事件の解明と被害者の最終的な救済を求めようとする運動が続けられていることを示した。ただ、60年という年月が示すように被害者側の叫びが救済の責任があると裁定されているはずのチッソ・国・熊本県には届いていない。苛立たしい感を強くする。

その中でも長年被害者の掘り起こしと救済に取り組んできた県民会議医師団は、貴重な業績を積み続けている。もちろん医学的な分野に限られてはいるが、行政によって汚染がないとされてきた出水市・桂島住民の症状と、チッソの水銀汚染に無関係な奄美大島住民の症状とを比較し、桂島住民の水俣病り患を証明したのを皮切りに、現在も天草各地域の住民の症状と奄美島民との症状比較を続け、天草住民の汚染魚介類による水俣病症状の発症を立証し続けている。国は、自らの責任を自覚せず、時間の経過で現時点での検診は意味がないと切り捨てるのみである。意味があるのかないのか、事実に基づき謙虚に健康調査をして検討しようとする態度が見られないのは遺憾である。

もう一つは、被害者の被害そのものの調査がなされていないという問題がある。もちろん裁判など限られた場面では努力されてはきたものの全面的なものではない。現在いわれている被害は、発症した症状に伴う被害に限られたものであるようにさえ感じられる。つまり症状が重ければ被害も大きい、といった類のきわめて大雑把で、矮小化したものにとらえられている

感がある。水俣病の被害はそんな皮相なものではない。健康を破壊したのみならず、家族を破壊し、地域社会までも破壊した。そのような深い総体的な被害調査はなされていない。その調査は、一片のアンケートや数時間の聞き取りによってなされるものではない。被害者と調査者の時間をかけた共同作業でなければならない。その作業こそが被害者が自らの人生全体における被害を整理し理解し行動することにもなる。

一般に、被害者自身の訴えこそ世論を動かすものはない、と言われる。しかし、いわば「人生被害」ともいうべき水俣病の被害は、被害者自らが自動的に自覚できるものではない。そのことで我々は、島民全体が一様に汚染された桂島で、他人との比較ができず、「歳のせいだ」「漁労の後遺症だ」として、被害者自身が症状の異変に気づくことができなかったという経験を持っている。それだからこそ専門家、研究者、それらを支える市民等の被害者に寄り添った協力、努力が求められる。医師団が長年、労力と資金もつぎ込んで積み上げてきた実績に学ぶ必要がある。

被害者はいろんな場面で世論をもって政治を動かすと主張している。それ自体は賛同できるが、肝心の世論を動かす被害が、被害者本人やサポートする関係者のなかで深められず、整理されていないもとでの被害の訴えには限界がある。

現在、私が最も危惧しているのはこの点である。



水俣病の全容解明と解決へむけた共同行動の前進をめざして

「水俣病被害者・支援者連絡会」結成

水俣病不知火患者会事務局長 元島 市朗

水俣病は公式確認から61年目を迎えた。水俣病の61年の歴史は、水俣病被害に苦しむ被害者たちが救済を求めて自らの力で立ち上がり、それを支援する市民たちが連帯し想像を絶する闘いを続けてきた歴史でもあります。裁判によってその責任が明確になったチッソや国、熊本県が、それを後押しするどころか被害者を切り捨て、水俣病被害を闇に葬る策動を進めるなか、被害者救済を軸に民間医師たちによる水俣病の臨床研究、汚染された水俣や不知火海の再生と環境保護、差別と偏見で壊された市民の連帯を回復などが被害者や支援する民間の人たちの手で行われてきました。

水俣病公式確認から60年を迎えた去年は、水俣病の歴史で、初めて8つの被害者団体が中心となって25の被害者・市民団体で「水俣病公式確認60年実行委員会」が結成されました。このなかでは、5回にわたるセミナーの開催、写真展、映画会の開催、加害者であるチッソ、国、熊本県や関係する鹿児島県、水俣市への共同要求書の提出と交渉、被害の全容解明のための不知火海沿岸住民の健康調査要請の18万人余におよぶ署名活動などが取り組まれました。

このような取り組みから見えてきたのは、水俣病は、被害や病像も未解明であり、いまだ多くの被害者が救済を求めるなど60年たったいまでも、水俣病事件が多くの課題を残したまま未解決であるということです。

このような水俣病公式確認60年実行委員会での取り組みをさらに発展させていくために、2017年3月25日に「水俣病被害者・支援者連絡会」（水俣病連絡会）を結成しました。水俣病事件解決の前提となる全容解明にむけた不知火海沿岸と阿賀野川流域の健康、環境調査の実施



を求める行動など、立場やこれまでの取り組み方針の違いを乗り越え、一致する要求に基づいて連帯し、共同行動を前進させていくことが確認されました。

人類が経験したことのない広範囲に汚染された水俣病という有機水銀中毒症を解明し、その被害者を救済していくことは、同じ過ちを後世に引き継がないという重要な課題です。水俣病被害者・支援者連絡会は、そのための国民的運動の軸となり、解決へむけた展望を切り開いていく必要があります。

結成総会では、同時に「不知火海沿岸における被害の広がり」と題したシンポジウムを行いました。講演では、公害をなくす県民医師会会長の藤野紘医師が天草市の河浦町宮野河内、倉岳町や芦北の黒岩地区、伊佐市の健康調査について説明し、水俣病の健康被害が不知火海沿岸に広がっていると報告しました。その後、水俣市、天草市、伊佐市の住民から、当時の不知火海沿岸における魚介類の流通や市民の食生活などについての証言が行われ、国が「当時は漁獲や販売の自粛をしていたのだから、汚染された魚介類を大量に食べていない」としている主張がいかに事実に基づいていないかを検証する重要な機会となりました。

ふれあいの家「たて道まつり」開催

誰もが「安心・安全に暮らせる地域づくり」をすすめるため、少しでも貢献したいとの思いで始めた、ふれあいの家「たて道まつり」は4回目の開催となりました。

今年も地域のみなさんの協力で大成功を収めることができました。本当にありがとうございました。

当日は晴天に恵まれ、地域のみなさん、子どもたち、福祉施設や介護施設のみなさん、芦北・水俣高校の生徒さんら120人余りの方々の参加がありました。

模擬店、喫茶、食事処、フリーマーケット、子ども縁日コーナーの他、骨密度測定、ふれあい農園のサラ玉・えんどう豆の収穫、えびね蘭の鑑賞など楽しく交流することができました。

また、先に行われた「しごと発見塾」に参加された高校生のみなさん14人も来てくれ、アンケートには、“めちゃくちゃ楽しかったです”、“お客さんに「ありがとう」と言われすごく嬉しかったです”、“子ども達とのふれあいがすごく楽しかったです”などの感想が寄せられました。さらに、次回もぜひ参加したい、ボランティアとしてもっといろいろなことに関わりたい…など、企画した私たちが元気をもら

える声がたくさんありました。

ご協力いただいた地域のみなさん、施設のみなさん、ボランティアのみなさん、本当にありがとうございました。今後ともご支援ご協力、よろしくお願いいたします。

グループホームふれあいの家 管理者
坂本 トモ子



しごと発見塾

介護の仕事のすばらしさを伝える

合同企業説明会「しごと発見塾」が開かれ参加しました。これは、地場企業の魅力を伝えて地元の就職を促そうと、水俣市・芦北町と同市町の3高が共同で取り組んだものです。

当日は、地元の33企業・団体が参加。450人の高校生がそれぞれの会社のブースを訪問し業務内容や会社の特徴などの説明を受けました。

NPOみなまたのブースには男性、女性合わせて33人の高校生が訪れ、法人の設立経緯、事業内容、グループホームの取り組みなどの紹介をしました。



しごと発見塾に参加して

介護の仕事について知ってもらいたいとの思いで参加しました。今回は高校生が相手。話す内容や話し方など、少しでも分かりやすく興味を持ってもらえるよう心がけました。

自分の学生時代を思い起こして、当時、自身がおかれていた状況や介護の仕事に就いた理由を。そして、介護に対する思い、地元で働くことのメリットなど、社会人となった今だからこそ伝えられることもありました。

グループホームの介護は、一人で日常生活をおくることが困難な方に寄り添い、支えていく仕事で、人との関わりの中で人の役に立つ喜びを実感することができます。そして、たくさんの笑顔や日々の幸せ、昨日よりも成長した自分などをしっかりと感じられる魅力とやりがいにあふれた仕事であることを話しました。

今回の「しごと発見塾」で、NPOみなまたの介護活動が高校生みなさんに少しでも伝わり、自分のお話を今後の就職活動に役立てていただけたら幸いです。そして願わくば一緒に働いてくださる方と巡り会えれば嬉しいです。お待ちしております！

最後に、今回の参加で、改めて介護のやり甲斐、難しさを考える良い機会となりました。

またこのような機会があれば参加したいと思います。

グループホーム三郎の家 榎木丸 晃（介護福祉士）



高校生のみなさん、グループホームの現場は、「きつい、きたない、きけんの3K」ではなく、「感動・共感・幸福の3K」で、精力的に働く人がたくさんいますよ！

ぜひ、体験して下さい。

食と農で元気づくりふれあい農園

ふれあい農園の活動は、地域住民のみなさんで組織する「18区地域福祉事業会」が水俣市の委託をうけて行っています。農園で収穫した野菜を地域のお年寄りに食べてもらうことを通じて、地域の活性化と介護予防をすすめることを目的とした活動です。水俣市が提唱し、現在、市内4団体が実施しています。

昨年11月から、ふれあいの家も参加して地域のみなさんと話し合いを重ね、ふれあいの家の畑を地域のみなさんに使っていただくことにしました。さっそく写真のような手作りの立派な看板が立ちました。

毎週火曜日の午前中、ふれあい農園には地域の方の声でにぎわっています。キャベツ、ネギ、大根、春菊、サニーレタス、えんどう豆、ほうれん草、サラ玉、ジャガイモ、里芋と次々と大きくなっています。とれた野菜は地元のお弁当屋さんを通じて一人暮らしのお年寄りや地域の集まりの際のお弁当のおかずに入れ込んでいただいています。また、毎月一回の会食や配食も行っています。3月からは道路向かいの畑もお借りしてさらに広い畑になりました。雑草を払いすっかりきれいに。唐芋（さつまいも）を植えようか、イチゴを作って地域の子供達に収穫してもらおうか…等々夢はどんどん膨らんでいます。

気持ちいい季節になりました。ふれあいの家の入居者のみなさんにも収穫のお手伝いをお願いしようかと思っています。集まってくる地域福祉会のメンバーも立派なお年寄りぞろい。時には農作業より休憩のお茶の時間が長かったりするのですが元気に、何より楽しく活動されています。

地域の方から見ると介護施設はどうしても敷居の高い存在です。特にお元気な方には関係のないところになってしまいがちです。そうではなく認知症があってもご近所づきあいが続けられるように、ふれあい農園を通して、地域の方に気軽に来ていただけるグループホームにしていきたいと思います。

どうぞみなさん遊びに来て下さい。

グループホームふれあいの家 坂本 昭子（介護福祉士）



自慢の手作りの看板と地域福祉事業会のみなさん
(ふれあい農園で)

バラ園にお出かけ

水俣のバラ園にでかけました。朝からみなさんウキウキ。

天候に恵まれ汗ばむ陽気。色とりどりに咲き誇ったバラを眺めながら「まあ～、きれいかな～」、「よか、においやね～」。

お昼は日陰でお弁当。たっぷり園内を散策した後は、おやつにアイスクリームをいただいて大満足の日でした。



グループホーム キトさん家

編集後記…

共謀罪が強行可決されました。政府は「一般市民は対象にはならない」と言っていますが、すでに今、沖縄の基地、原発再稼働などに反対する一般市民の方が拘束される事態が起きています。今後、共謀罪をたてに堂々とこんなことが日常化する社会にならないか心配です。